

重婚的内縁の保護に関する一考察（上）

— 交通事故における損害賠償について —

A Study of the Share on the Damages of the Tort between a Legal Wife and a Cohabitation Wife.

小島二郎¹⁾, 田中淳子²⁾
Jiro Kojima, Atsuko Tanaka

The subject of this paper, written by Kojima and Tanaka, try to solve this problem which liy int he rlationthip a legal wife and a cohabitation wife on the dameges of the tort their hasband. We h ave discussed this problem as follows: 1 Introduction. 2 Study of case law. 3 Principal of theoryo n the problem. 4 Study of theory. 5 conclusion.

1) 愛知工業大学教養部講師
2) 愛知学院大学博士課程後期1年

婚的内縁の保護に関する一考察 (上)

——交通事故における損害賠償について

小島 二郎・田中 淳子

- 一 はじめに
- 二 判例の検討 (以上本号)
- 三 判例法理に対する評価 (以下次号)
- 四 学説の検討
- 五 むすびにかえて

一 重婚的内縁といわれる関係にある男女の生活共同体において、内縁配偶者にかなる法的保護を与えるべきか。これが小稿の課題である。とくに、近時、夫の交通事故をめぐる損害賠償請求権に関する判決例も散見されるにいたった。そこで、これらの判決例およびこれを契機として議論されるにいたった学説の考え方を整理し、これを手がかりに重婚的關係にある内縁配偶者の法的保護をいかに考えるべきかを考察することにしたい。

二 とところで、重婚的内縁関係という概念が判例に登場したのは、それほど古いことではない。法律上の妻のある男性と内縁的生活関係を持った女性がその不当破棄に基づいて損害賠償請求を訴求した事件において、判決は、「右事実上ノ夫婦関係ヲ結ヒタルハ公序良俗ニ反スル行為ニシテ乙ニ正妻アルコトヲ知リナカラ、之ヲ為シタル甲カ其ノ結果貞操ヲ蹂躪セラレ精神上苦痛ヲ受クルコトアルモ其ノ損害ノ賠償ヲ請求スル

ハ畢竟自己ニ存スル不法ノ原因ニ因リテ生シタル損害ノ賠償ヲ請求スルモノニシテ斯ル請求ニ対シテハ民法第七百八条ニ示サレタル法ノ精神ニ鑑ミ敢テ保護ヲ与フヘキ限リニアラス」として請求を退けた。

第三者との関係で、最初に重婚的關係にある内縁を保護した判決は、東京地判昭和四三年五月三十一日⁽³⁾であった。そこにはじめて重婚的「内縁」という言葉が使用されるにいたった。それは、「内縁」法理を適用するための前提としての意味を有するものであった。したがって、重婚的「内縁」関係という概念は、いわば法的保護を与えるべきものとして男女の生活関係を指すものであって、それ以外の関係は「夫妻」・「私通」として保護の対象としない、という機能を果すものであったといえよう。しかし、はたして、重婚的内縁という概念は、そのように限定せられるべきものであろうか。むしろ、重婚的内縁という概念を広義に解し、その関係の濃淡によって、その法的保護を別に考えるという必要性はないであろうか。これが、本稿の問題関心のひとつである。

三 小稿では、重婚的内縁から生ずる諸問題のうち、内縁配偶者が自動車事故によって死亡した場合に重婚的内縁関係にある者が損害賠償請求をすることができるか、という問題に限定したい。損害賠償請求は、内縁当事者間の問題と異なり、第三者関係が問題となるからである。そこで、内縁当事者の関係を第三者に対してもその法的効果を及ぼすかという問題関心があるからである。

みぎのような問題関心の当否を含めて、まず判例はどのような見解に立っているか、学説はそれにどのように対応しているかを明らかにし、そのうえで、議論はどのように展開されるべきかを考えることにしたい。

(1) 本稿は、愛知学院大学法学部湯浅道男教授の指導のもとで、小島二郎および田中淳子(愛知学院大学大学院博士課程後期)の共同研究「事実婚の研究」の中間報告である。したがって、実質的には三名の共同研究であることを記しておきたい。

(2) 大判昭和一五年七月六日民集一九卷一一四二頁。

(3) 家月二一巻六号八八頁。当事者間の問題として、重婚的關係に「内縁法理」が適用されたのは、広島高松江支昭和四〇年一月一五日高民一八卷七号五二七頁である。

二 判決例の検討

まず、重婚的内縁関係にある者が、交通事故によって死亡した場合に、事実上の配偶者もしくは法律上の配偶者から加害者に対して損害賠償を請求した判決例をとりあげよう。

〔判決例1〕盛岡地判昭和三十一年五月三十一日判時八三号一八頁

本件事案は、昭和二五年一日二七日、A女が盛岡市内を通行中、Y所有の荷馬車を引いた馬が突然はねて駈け出したため、荷馬車に積載してあった石炭箱がA女の上に崩れ落ち、A女を即死させたものである。A女の内縁の夫X男は、大正二年一〇月一二日B女と婚姻し、同時にB女の父の婿養子になったが、大正七年頃財産上のことから養父に不満を抱き、B女を残したまま家を出して樺太へ渡り、戦後盛岡市に引揚げてからもB女方を訪れていない。その後、X男はA女と出会い、昭和二十三年一月、知人の媒酌により事実上の婚姻をし、本件事故にあうまで内縁の夫婦として同棲してきた。A女に死なれたX男は、Yに対して、A女の死亡により精神的苦痛を蒙ったとして、慰謝料(一五万円)を請求し

た。

これに対し判決は、「公序良俗または強行法規に反するため、男女の結合として正当視され得ないものである場合には」このような事実上の配偶者は、「互に相手方の死亡により少くとも生命侵害に基く慰藉料請求権は、これを取得し得ない」とする。このような事実上の夫婦が民法七一条により慰謝料請求権を取得しうるためには、「あくまで法律上の保護を与えるに値する正当な結合関係であること」を必要とする。そして、いわゆる重婚的關係にある内縁の夫婦が公序良俗または強行法規に反しないためには、たんに「戸籍上の配偶者との間の事実上の夫婦関係が断絶している」だけでなく、「これにつき右配偶者との間に完全な自由意思に基く合意の存すること」も必要とした。本件においては、X男とB女との法律上の婚姻関係はX男の一方的遺棄によっては影響されず、A女死亡当時にはなお完全に存続していたものであるから、X男とA女とは、公序良俗に反する内縁関係であるとして、X男はA女の生命侵害に対する慰謝料請求権を有しないと判示した。

本判決は、その後の判決例と異なり、法律婚が断絶しているというためには、当事者に離婚の合意があったことを要求しているところに特徴があろう。本件では、生存する重婚的内縁配偶者が夫であって、要保護性の程度が高くないことに由来する、という評価が可能であろう。したがって、このような理由づけをすること自体に、事実婚の保護を無視し得ない、という考え方がその根底に芽生えてきたことを示しているということもできよう。

〔判決例2〕東京地判昭和四十三年二月一〇日家月二一巻六号八八頁⁽⁴⁾

昭和四一年三月一〇日午前七時ごろ、Y所有の大型貨物自動車の運転手が交差点で原付自転車をはねてA男に怪我を負わせ、同月二五日に死亡させた。A男の内縁の妻X女は、昭和三〇年四月頃A男が独身であると思つて結婚したが、婚姻後A男に法律上の妻子のあることを知った。

そこで、正式の婚姻届を出せるようにして欲しいと頼んだところ、A男は三年待ってくればX女を籍に入れると答えていた。A男は、X女と同棲するようになってからも、長野の妻子に仕送りをし、年に何度か長野に帰っていたが、昭和三三年頃母が死亡してから帰郷しなくなり、昭和三四年以降は仕送りもしなくなった。その後A男が本件事故にあうまで、X女とA男とは実質上正式に結婚した夫婦と何ら異なる生活を送り、二人の子供も生まれた。一方法律上の妻B女は、本件事故後初めてA男がX女と事実上の夫婦生活を送っていたことを知ったが、A男が本件事故にあってから死亡するまで一度も上京せず、葬式にも列席しなかった。Yは、法律上の妻B女他四名の子との間に二〇〇万円で示談を成立させた。これに対し、YとX女らとの示談は不成立に終わったので、X女らは扶養請求権侵害に基づく損害賠償(各自一二八万、五七六円)および慰謝料(各自一〇〇万円)を訴求した。

これに対して判決は、保護されるべき重婚の内縁をつぎのように説示した。すなわち、男女が「内縁関係を成立せしめる合意の下に同棲生活に入っても、その男が他の女と法律上の婚姻関係にある場合には「直ちに内縁関係の成立を推断することはできない」けれども、事実上の妻が①「相手に法律上の配偶者であることを知らず、あるいは、これを知ってもそれとの離婚が近く実現し、自分が正式の配偶者になれるものと信じて内縁関係」に入り、かつ②男と法律上の配偶者との間で「婚姻の実質関係」が失われて事実上離婚同様の状態となり、第二の女性との間にかかる実質関係が成立し、③「世間的にも夫婦とみなされて相当の年月を経た場合」には、法律上の婚姻は「形骸化したもの」であり、事実上の婚姻が「内縁関係が社会的事実とした成立している」ということができる。このような重婚的内縁関係は、「公序良俗に反する絶対無効のものとして排斥し去ることは、かえって社会的妥当を欠く場合もあると考えられ」るので、「重婚の形態に由来する瑕疵を含みつつ、準婚

として保護せらるべき側面においては、なお、通常の内縁に準ずる保護が与えられる」とする。

みぎのような要件による重婚的内縁の妻の扶養請求権侵害による損害賠償を認める額の算定には、法律上の妻への扶養を考慮しつつ算定しなければならぬ、としている。つまり「既に相続人による請求がなされ、いわゆる遺失利益損害の金額が支払われている場合には、後からの扶養喪失による請求を認容することは加害者の予期に反するばかりでなく、結果的にも加害者に二重払いを強いるに等しく公正を欠くおそれ」があるとして、加害者に過酷にならないようにすべきだとしている。重婚的内縁関係にある妻についても、扶養請求権は認めるべきであり、「その侵害により損害を生じたとして加害者に対し賠償を請求すること」ができる。「ただ、扶養喪失の額を算定するに際し、戸籍上の妻子が存在することを斟酌して相当の減額をなすべきものと考える。けだし、不法行為による死亡事故の遺族のなす損害賠償請求において、相続人の範囲と故人の収入により現実扶養されていた者の範囲とが一致する多くの場合においては、いわゆる遺失利益による損害賠償請求を相続したとの理論構成を用いて差支えないが、両者の範囲が相覆わぬ場合、相続による請求の外、更に扶養請求侵害による損害賠償の請求を認めるのは、右両者がいづれも故人の生存を仮定し将来収入を得つづけたものとして、それを損害算出の前提としているため、一つの損害を二重に評価すると不合理を免れず、それだけ加害者に酷であり、公正を欠くから、許すべきものではない」とした。そして具体的には、「このような、相続人の範囲に属せぬ被扶養者が存在する場合には、はじめから相続による論理構成をあきらめ、全部を扶養請求権の侵害として構成し、それぞれの賠償額を算出するか、あるいは、まず被扶養者からの請求をみてその賠償額を確定した後、これを控除した残額について相続人への帰属を論ずべきものである。そして、将来の扶養喪失額を算出するについては、死

亡当時における現実の扶養状態を推認の基礎とすべきものであるが、重婚的内縁の場合には、戸籍上の妻につき、現実には夫に遺棄されて何ら生計上の協力扶助を受けていないとしても、その故に夫に対する扶養請求権を否定し去ることはできない。「従って、通常の内縁の場合のようには、当該の内縁の世帯において妻が夫から受けた日常の扶養の額をそのまま基準とすることはできず、戸籍上の妻およびそれとの間の子女にたいして何ほどの扶養がなされるべきであったかを斟酌することが必要となるのである」という理論を用意した。

本件においては、当初の三年間はA男と法律上の妻B女との交渉があったが、その後の八年間については、B女との夫婦関係は形骸化し、A男とX女との事実上の夫婦関係が法律上の夫婦と同様の生活を送ってきたので、重婚的内縁として、扶養請求権侵害による損害賠償（内縁の妻および二人の子各四〇万円）、民法七一条の準用による慰謝料（内縁の妻および二人の子各三〇万円）を認めた。

本判決は、内縁の夫が自動車事故によって死亡した場合に、はじめて重婚的内縁の妻に扶養請求権侵害による損害賠償を認めた事件として、注目された。その特徴は、はじめて明確に重婚的關係に「内縁法理」を適用する一般論を展開させたことであろう。これ以後、この判決例が先例となって同趣旨の判決例が続くことになる。ただ、本判決においては、婚姻が形骸化したというためには、客観的な別居のほかに、重婚的内縁關係に入った者が、「相手に法律上の配偶者があることを知らないか、もしくは離婚が近く実現し自分が正式の配偶者となれると信じて」いたことを必要とした点に留意したい。法律婚重視、重婚禁止（民七三二条）という強行規定との整合性を考慮して、事実婚の保護を考える、というギリギリの論理を示したものと見えるからである。また、重婚的内縁の妻の扶養請求侵害による損害額の算定は、法律上の妻への扶養を考慮しつつ算定しなければならない、としたことも注目されよう。

〔判決例3〕福岡地小倉支判支部昭和四三年一月一八日判時五五二
号七四頁

Yは、昭和四一年七月三日午前零時一〇分頃普通乗用自動車を運転中、道路を横断中のA男に本件自動車を激突させて怪我を負わせ、同日午前零時二五分頃死亡させた。A男の内縁の妻X女は、昭和二〇年一月頃からA男と同棲し、本件事故によりA男が死亡するまで、事実上の婚姻生活を続けていた。A男はX女と同棲する以前から法律上の妻B女とは別居し連絡はまったく断っていたが、正式に離婚していなかった。昭和二四年頃X女はB女存在を知ったが、A男との共同生活を続け、A男の長女の養育にあたってきた。A男は、X女と同棲するようになってから、X女が日雇人夫等をしてその収入でX女ら三人の生活をまかなってきた。本件事故当時のX女の収入分の不足はA男の生活保護でまかっていた。X女は、Yに対し、A男の死亡による精神的苦痛に基づき慰謝料（一五〇万円）を訴求した。なお、法律上の妻B女は事故の二か月前である昭和四一年五月に死亡している。

これに対して判決は、法律上の妻B女が生存していた本件事故発生約二ヶ月前までは、X女とA男との共同生活は重婚的な内縁關係であるけれども、「B女は、生存中A男と全く連絡を絶ち、二〇年来別居中であり、法律上の夫婦であるといっても全く形骸化した状態であるのに対し、X女は二〇年来事実上の婚姻生活を続けその間養女を養育してきたのであるから」、保護すべき重婚的内縁であると判断し、また、本件発生当時、B女が死亡しているという特別の事情の下では、X女はA男の死亡に対し「いわゆる内縁の妻として民法七一条に規定する配偶者に準じて同条により慰藉料の請求を有する」とし、慰謝料請求権（四〇万円）を認めたが、自賠責保険金として受領した五〇万円により填補されているとして、請求を棄却した。

本件は、事故当時にすでに法律上の妻が死亡していたのであるから、

単純に内縁法理を適用して解決できる事件であったとも評価することのできる事案であったといえよう。とはいえ、本件でも内縁生活をはじめた当時、X女は法律上の妻の存在を知らなかった、ことを理由に原告の請求を認容したという点に留意しておきたい。

(判決例4) 大阪地判昭和四五年七月一七日判タ二六〇号二(四)頁⁽⁵⁾

昭和四二年六月一四日午後一〇時四五分頃、大阪市内の路上において、A男が車道に出たところ、Y運転の乗用車にはねられて死亡した。A男の内縁の妻X女は、昭和三七年頃A男と知り合い同棲生活に入り、昭和三九年一月に子を出産した。X女が子の出生届を提出しようとしたことから、A男が偽名を使い、妻子のいることが明らかとなった。この三名の生計はA男の夫稼業で賄っていた。本件事故でA男が死亡したことにより、広島に法律上の妻、三人の子が暮らしていることが判明し、X女は法律上の妻に今までの生活、A男の子の存在を知らせられたところ、X女との婚姻および子の認知について異存ない旨回答された。その結果、昭和四三年五月に子の認知の裁判確定がなされ、さらに、法律上の妻の名義で自賠責保険を請求し、一三六万七三三五円の支給をうけ、双方で折半し、X女は六八万三六六七円を入手した。X女は、本件事故にいたるまでA男とX女とその子の三人で平穩に生活しており、今回の突然の死によって精神的に多大な損害と苦痛を感じているとして、慰謝料(内縁の妻五〇万円、非嫡出子一〇〇万円)を請求したものである。

これに対して、いわゆる重婚の内縁関係は「第三者との関係においても当該内縁関係の実態、つまり当事者双方が婚姻の意思を有し、社会的にもその集団の一構成単位たる夫婦関係生活共同体として処遇されていたか否か…と、これと併存する法律婚の実質との相関関係において、内縁に準ずる効果の有無を決すべき」である、としたうえで、本件においては、A男と法律上の妻との夫婦関係は実質を失っており、事実上離婚しているのと同じの状態であったとして法律婚の形骸化を認めたと、

たとえA男とX女との子が出生してから本件事故に至るまでの約三年六カ月間、A男が子の養育に努めたことは見受けられるとしても、X女は未だ婚姻生活の経験を有しなかった二四歳の女給であり、これに対しA男は妻子ある六五歳の男性であること、婚姻届の提出に対しては拒絶放置していること、偽名を使い妻子のいることを隠していたことなどを考慮すると、両者は婚姻の意思のもとに同棲したと認めるのは困難であるとして事実上の婚姻があったとはいえないとしている。X女とA男の夫婦生活は、X女が主観的に婚姻生活であると信じていたとしても、婚姻に準ずるものとして法的効果をもたらすものではないとして、X女の事件請求を否定した(子には損害賠償及び慰謝料を認めている)。

本件は、内縁関係にある男女が事実上の夫婦の関係にあるとはいえないとして、慰謝料請求を否定したものである。また、自賠責保険により損害がすでに填補されていることも考慮されたのであろう。

(判決例5) 横浜地判昭和四七年一月九日交民集五卷六号一五七二頁

A男は、昭和四五年四月一六日夜八時四〇分横浜市内の路上においてYの運転する乗用車にはねられ、同月二五日に死亡した。X女の内縁の夫A男は、昭和二七年一月一六日B女と結婚し二人の子をもうけた。A男は昭和二九年末頃船員として船に乗るため横浜に出たが、A男と不和になりはじめたB女は子供とともに銚子市に残った。A男は、昭和三一年頃からX女と同棲をはじめ、共同して屋台店を出していた。X女が、離婚した夫から得た財産分与や借金などによって二五万円を船を買入れ、A男と共同で横浜市内で通船業をはじめ、A男がなまけて仕事をしないときはX女がその仕事を引き受けて行っていた。A男が本件交通事故に遭遇した頃には若い衆を雇い、船も買い入れて四隻にふえており、A男死亡後はX女がその通船業を引き継ぎ現在にいたっている。X女は、その後一四年間A男と同棲を続け、世間的にも夫婦とみなされ、A男が

本件交通事故後死亡するまで看病し、X女宅で葬儀も行なった。ところで、A男は、B女に対して正式に離婚しようと思つたが、B女は子供が学校を終わるまでは籍を抜くことはできないとの返答のままに放置していた。X女は、Yに対して扶養請求権侵害による逸失利益(二六五万円)および慰謝料(一五〇万円)を訴求した。

これに対して判決は、「X女と亡A男との内縁関係は、重婚的な内縁関係にあるけれども、B女と亡A男との婚姻関係がすでに形骸化しているから」、X女は、いわゆる重婚的「内縁」として扶養請求権、慰謝料請求権が認められるべきであると判示したが、現実にはX女はA男の扶養を必要としていなかったとして、扶養請求権侵害による損害賠償請求を否定し、慰謝料(一五〇万円)についてののみ認容した。

法律婚尊重の理念のもと、具体的な扶養請求権を行使する必要のない者の損害賠償まで認容する必要はないと判示したものと評価できよう。

〔判決例6〕神戸地判昭和四八年四月一七日判時七一五号九四頁

昭和四四年一月三一日午前〇時五分頃、神戸市の道路上において、Yの運転する普通貨物自動車が道路を横断中のA女に衝突し、A女を脳蓋底骨折等の傷害により同日死亡させた。A女の内縁の夫X男は、大正一三年二月二九日にB女と婚姻届を出し、同女との間に二名の子女をもうけ、昭和一八年頃まで神戸市で家庭生活を営んでいたが、その頃からB女との間に円満を欠き、事実上B女と別居するにいたったが、表札も住民登録もそのままであった。一方、X男は昭和二〇年頃から知り合ったA女と神戸市で同棲し、事実上の夫婦として生活し三人の子をもうけ、近所の人々も正式の夫婦と考えて交際してきた。一方、B女は、X男の長女およびその夫C男ら家族と同居してC男の経営する牛乳販売業により生計をたて、X男とはほとんど交際はなかったが、終戦後、妻B女は数回X男およびA女の住居を訪れ、A女に「X男と別れてくれ」と怒鳴りこみ、X男の離婚要請に対し承諾をしなかったこと、X男はC男

の経営する牛乳販売店からX男経営の喫茶店へ牛乳を入れさせてこれを販売し、A女死亡後の現在は、X男は法律上の妻が住んでいた馬場町の家に住み長女等の手伝いを受けて生活していること、X男は右事故当時も、自宅を馬場町とし、C男が取締役をする牛乳販売店を記載した自己名義の名刺を印刷してこれを所持していた等の事実があった。X男等から、長年連れそったA女の死亡により精神的苦痛を蒙ったとして、慰謝料請求権(X男二〇七万円、三人の子各自八万円)が請求された。

これに対して、判決は、「重婚的内縁関係にあっては、重婚的でない内縁関係より保護すべき条件を一層厳格に絞って考えるべきものであり、前示認定のX男と亡A女との結びつきの端緒・その後の妻B女の抱いている感情・生活の実態等その他の諸般の事情を考慮すると、原告X男と亡A女との共同生活は、未だ夫婦に準じて保護されるべき状態とは解されない」と説示して、慰謝料請求を否定した。

ここでは、法律上の妻B女との生活関係が仮に形骸化していても、B女にも離婚をする意思がないこと、しかもX男はB女方に生活の本拠をおきつつ生活していることをも考慮して、重婚的内縁と認めなかった。実際には、「判決例1」のように、原告が男性であることを理由にしたものといえる。

〔判決例7〕大阪高判昭和四九年六月一七日判タ三一一号一五九頁⁽⁶⁾

本件は、「判決例6」の控訴審である。

「X男は亡A女と夫婦同様の生活を継続してきたものとはいいながら、一方法律上の妻B女との婚姻共同体としての協力関係も全く絶たれたものといえず、X男と亡A女との関係がいわゆる重婚的内縁関係にあたり、右関係が長期間継続していたにせよ、喫茶店を経営していた仲町西通付近の住民に対する関係を除いては、対外的にも、X男の生活の本拠として妻B女が居住していた馬場町三六四番地、同町二四番地の一を表示し、妻B女との婚姻関係の存在を自ら表明していたものといふべきであり、

しかも右重婚の内縁関係の作出は専らX男の不倫な行為にもとづくものであるから、このような場合においては、X男は民法七一条の準用による内縁配偶者としての慰籍料請求権を有しないものと解すべきである」として、慰謝料請求権を否定した。

本件は、原審と同じく、法律上の妻との関係が形骸化していないとして、保護に値しない重婚の関係であると判断した事件といえる。また、明確に控訴人に重婚の内縁の作出についての帰責事由を認め、そのような場合には損害賠償請求を認めないことを明言している。

〔判決例8〕山口地裁下関支部昭和五十一年一月二十七日交民九卷五号 一四八三頁

昭和四十八年二月二三日午前〇時四〇分頃、下関市内の国道において、Yの運転する普通乗用自動車が、道路横断中のA女をはね、死亡させた。X男の内縁の妻A女は、昭和三十九年一月七日、B男と婚姻届を出し、婚姻生活をはじめ、二人の子をもうけたが、昭和四一年頃にA女は家出した。昭和四三年六月頃、X男は、A女が働いていた飲食店で、A女と知り合い、以後事実上の夫婦として、本件事故にいたるまでともに生活していた。X男はA女と同棲するようになった当初、A女を独身と思いきみ正式に婚姻届をすることを望んでいたが、A女が入籍手続をなすことに協力的でなかったことなどから延引していた。X男も、後にはA女に戸籍上の夫や子供がいることを感じていた。X男は、Yに対し、精神的苦痛に基づく慰謝料（七〇〇万円）を請求した。

これに対して判決は、A女とB男の法律上の婚姻関係が「まったく破綻して事実上婚姻状態の形骸化したもの」と判断し、X男とA女の事実上の婚姻関係が「事実上の夫婦として約六年にわたって社会生活を」していること、さらにX男は当初善意であることなどを考えると、X男はいわゆる重婚の内縁の夫として、A女死亡により、配偶者に準じてその精神的苦痛を償うべき慰籍料（三〇〇万円）を認めるべきであるとした。

本件は、原告が男性であるにもかかわらず、その請求が認容される点に留意すべきであろう。その認容の根拠として、内縁生活の開始当時、A女に法律上の夫がいることを知らなかった点に求めていることに留意すべきであろう。

〔判決例9〕千葉地裁昭和五二年八月一日交民一〇卷四号一一〇一頁

Yは、昭和四十七年六月七日、A男を誘って八街市内で酒飲し、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状況で本件自動車を運転し、本件事故現場である県道八街八日市場線との交差点付近にさしかかったところ、同乗していた亡A男より、「そこを右に曲がってくれ」と指示されるや、Yは時速約一〇〇キロに近い高速をもって運転していたにもかかわらず、不用意に右折を開始し、高速であったため確に右折することができず、道路左側にある樹木に自動車の左前部を激突させ、A男を死亡させた。X女の夫亡A男は、X女と三年位前から別居し、子供二人を引取り、内縁の妻と約二年半位同棲していたものであることが認められるが、亡A男はX女を置いて家出したものであり、X女はいずれ夫がもどってくると思いい、離婚はしていなかった。妻X女および三人の子から遺失利益（一三三二万九四三五円）および慰謝料（X女二〇〇万円、三人の子各一〇〇万円）を請求した。

これに対して判決は、「原告X女が亡A男の妻、その余の原告等は、亡A男の嫡出子であること、亡A男は、右原告等のほかに母の異なる嫡出でない子が一名あることは、原告の認めるところであるから、従って、亡A男の上記得べかりし利益は各相続分に従って相続された」として、X女は妻とし、その余の原告等は子として、慰謝料（各一〇〇万円）を請求しうるとした。

重婚の内縁配偶者が原告ではないが、法律上の妻からの請求について、本件は、法律上の妻であるというだけで、その他の判断を一切せず、慰

藉料を認めている点に注目したい。法律婚重視という裁判所の基本的姿勢を知ることができよう。

〔判決例10〕京都地福知山支判昭和五四年五月一日交民一二巻三号
六四三頁

昭和五二年一〇月三十一日午前一〇時頃、福知山市内の国道において、Y運転の普通貨物自動車（甲車）が自転車で通行していたA男に衝突し、死亡させた。A男の内縁の妻X女は、昭和三年三月頃より福知山駅前において、A男と共同で旅館経営をはじめたが、当時A男は息子と二人暮らしで、旅館女中も決まった人はなく近所の人に頼む程度であったので、X女はわが子とともに移り住み、以来A男が本件事故のため死亡するまで約二〇年の間同居し、実質的に夫婦としての生活を営んでいた。

この間、A男の息子が母のもとに移住することになったことから、X女はA男に戸籍上の妻B女がいることを知った。しかし、その後もA男とB女の間には夫婦としての実態はなく、B女はせいぜい年に一、二回旅館を訪れる程度で、たまには同所に泊っていくこともあったが、A男と食事を共にすることさえないほどであった。また、A男死亡の際には、B女も葬儀には参列したが、その席での慣行上妻がとめる役割はX女が行い、そのことについて親戚筋からも格別異存めいた様子はないが、これがなかった。X女は、Yに対して、扶養料請求権に基づく損害賠償（四八万一千四百〇〇円）葬儀費用（七〇万円）、精神的苦痛に基づく慰謝料（三〇〇万円）等を請求した。

これに対して、判決は、扶養料請求権の侵害は認めるけれども、「X女はA男の遺産の清算等に関して、同人の相続人との間に福知山簡易裁判所で調停が成立し、この調停の結果前記賃料収入は得られなくなったもののそれらと交換的にX女は他の資産を得た事実が窺えるのであって、これらの事実を考え合せると、X女において右賃料収入からの扶養を期待できなくなったからといって、これをもって直ちに本件事故と相当因

果関係のある損害とは認め難い」とし、慰謝料請求権については、「本件事故の態様、被害者X男の年齢、同人とX女との関係（…：それはいわゆる重婚的内縁関係である）、その他の事情を考え合せ」、慰謝料（一七二万円）の支払を認めた。

本判決は、法律上の妻B女と年に一・二度あっていただけとしても、夫婦の共同生活がなければ、A男とB女の法律婚は形骸化していると認定したことに注目すべきであろう。

〔判決例11〕横浜地判昭和五四年一二月二四日交民集一二巻六号一六
五七頁

昭和五一年三月四日午前九時頃、神奈川県内の路上交差点でY2所有の普通乗用自動車（乙車）が、見通しの悪い交差点内で、Y1所有の普通貨物自動車（甲車）と出会頭に衝突をし、その衝撃で甲車が同交差点角にある自治会館の庭に飛び込み、同庭内を歩行していたA女（四一歳、会社員）に衝突し、死亡させた。X男は、昭和五二年四月二五日B女と婚姻し、二人の子が生まれた。ところが昭和二七年夏B女が山形の実家に移って別居し、X男はたまに東京から山形の妻の実家を訪ねる生活をしてきたが、昭和三年一二月頃、些細なことからいさかきとなり、二人の子を連れてB女と別れた。B女は、X男から籍を抜くよう申入れを受けてもこれを拒否していたが、昭和三五年頃他男と同棲し、本件事故後の昭和五一年一月一五日X男と離婚した。一方、X男は、二人の小さな子を養育しながら働き、その姿を見かねて、昭和三二年頃世話をする人が有りA女と内縁関係を結んだ。以来、内縁の夫婦として事故まで同居生活を続けていた。X男は、それぞれ被告等に対し、相続人からの債権譲渡により取得したA女の逸失利益・治療費・葬儀費等および精神的苦痛に基づく慰謝料（計一九二万七千二百〇〇円）を請求した。

これに対して判決は、「X男とB女の別居の原因についてはいま一つはっきりしない点があるけれども、「既にA女とは事実上の夫婦とし

て一九年間同居生活を続け、B女の方は既に他の男性と同棲していたことからみれば、重婚の内縁関係であるとの一事をもってX男の慰籍料請求を否定するのは相当」ではないとして、債権譲渡によって相続人から取得したA女の逸失利益（七八三万四三七六円）、治療費（二二万二一五〇円）、葬儀費（六〇万円）、慰謝料（七〇〇万円）を認められた。（うち自賠償保険から七八六万三二七円、被告会社から五〇万円、乙車の運転者から七十一万三二二三円、計九〇七万六六五〇円は填補済みである）。

本判決は、法律婚の尊重を考慮する必要のなくなった事案であるが、原告が男性であるにもかかわらず慰謝料請求を認めている点に注目したい。また、X男とB女との法律上の婚姻関係が形骸化しているならば、たとえ原告が重婚的内縁を作出したものであっても、内縁の法的効果を認めたことにも留意したい。

〔判決例12〕名古屋地判平成元年一〇月三一日交民集二二巻五号一二四二頁

昭和六二年七月一〇日午後〇時七分頃、Y所有の大型貨物自動車が交差点を左折進行中、同交差点の南側横断歩道を青信号にしたがって横断中のA女を轢過し、脳挫傷により即死させた。A女には戸籍上の夫であるB男がいるが、B男は、昭和四〇年頃から賭事に溺れ妻子に生活費を渡さず、サラ金から借金し、A女に対し暴力を振るったりしたので、昭和四八年頃A女とは別居状態になり、翌昭和四九年にはB男を相手に離婚調停の申立をしたが、B男は金銭要求をするなどして調停に出頭しなくなったため不調となり、以後A女とB男は音信すらく夫婦としての実体は全くなかった。一方、X男はA女が勤務していた会社へ出入りしてA女と知り合い、昭和五一年頃から同棲するようになった。X男には定職がなく経済的にはA女に頼り勝ちであり、同居も定まらなかったが、X男とA女は一〇年間以上にわたって同棲生活を続け、事実上の

夫婦としての実体を持った生活を営んでいた。X男は、Yに対し、民法七一条により、精神的苦痛に基づく慰謝料（一〇〇〇万円）を訴求した。

これに対して本判決は、「X男と亡A女は内縁関係にあったものであり、これが重婚的なものであったとしても、X男は内縁の夫として亡A女の死亡により、民法七一条にいう配偶者に準じて、その精神的苦痛を償うべき慰籍料請求権を有する」として、精神的苦痛は認められると判示した（自賠償保険五九万円、Yから損害賠償内金として五〇万円の支払により填補済みとして請求棄却）。

本判決は、実質上の夫婦の認定に、重婚的内縁に対する帰責事由等の判断をすることなく、客観的に夫婦の実態があったか否かの点から判断をしていることに注意すべきであろう。

(4) 本判決には、判例評釈・判例解説が多い。中川淳・判評一二七号二一頁（一九六九年）（『判例家族法』二一七頁以下（一九六九年、日本評論社））、中川善之助・法セ一五九号九頁以下（一九六九年）、野村好弘・『家族法判例百選（新版）』三五頁以下（一九七五年）、人見康子・判タ二二三二号八九頁以下（一九六九年）、古田時博・島大法学一六号四六頁以下（一九七一年）、松田得二・岡山商大論集四卷一〇二号一九頁以下（一九六九年）、宮井忠夫・法時四一卷九号一四六頁（一九六九年）など。

(5) 淡路剛久「判例批評」交民集三巻索引・解説号二九五頁（一九七一年）。

(6) 淡路剛久「重婚的内縁と交通事故」『家族法判例百選第三版』二五頁（一九八〇年）。